

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (7) ストーカー行為等への対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

<主な施策の取組状況>

ア ストーカー行為等への厳正な対処

○ ストーカー行為等への厳正な対処

- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）を平成 17 年 11 月、平成 20 年 1 月及び平成 21 年 3 月に同法の運用の見直しを図りつつ的確に運用し、同法に基づく迅速な警告と適正な取締りを行うことにより、ストーカー行為等への対策を推進した。

イ 被害者等の支援及び防犯対策

○ 関係者の意識・能力の向上

- ・ 被害者からの相談等に適切に対応するため、警察庁において、各都道府県警察のストーカー対策等の担当職員を対象とした「ストーカー・配偶者暴力対策専科」を実施している。
- ・ 平成 18 年 12 月及び平成 21 年 3 月に「ストーカー対策マニュアル」を作成し、各都道府県警察に配布するなどして警察職員の専門的能力の向上を図った。

<評価>

上記取組により、男女共同参画基本計画の要請を満たしていると評価できる。

2 今後の方向性、検討課題等

引き続き、関係機関と相互に緊密に連携しつつ、被害者等の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、行為者に対しては、ストーカー規制法等の刑罰法令に基づく措置を厳正に講じて被害者の安全の確保を図ることにより、ストーカー行為等への対策を推進する。

また、警察や関係機関等が被害者やその親族等から相談を受けていたにもかかわらず、結果として重大な事件に発展した事案が依然として発生していることから、被害者等に危害が及ぶおそれのある事案に対しては、被害者等の意思を踏まえつつ、危害が及ぶ切迫性を十分考慮し、加害者に対するストーカー規制法に基づく警告等の措置を講じるなど、的確に対応する。

3 参考データ、関連政策評価等

<参考データ>

別添資料参照

ストーカー事案の対応状況について

1 ストーカー事案の認知状況

認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上している。

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
件数	2,280	14,662	12,024	11,923	13,403	12,220	12,501	13,463	14,657

注) 平成12年は法施行日(11月24日)から12月31日までの間。

2 ストーカー規制法の適用状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	対前年比(%)
警告	1,221	1,133	1,375	1,384	1,335	-49(-3.5)
仮の命令	0	1	0	0	0	±0(±0.0)
禁止命令等	24	22	19	17	26	+9(+52.9)
警察本部長等の援助	1,356	1,569	1,631	2,141	2,260	+119(+5.6)
検挙	206	200	183	242	244	+2(+0.8)
ストーカー行為罪	200	198	178	240	243	+3(+1.3)
禁止命令等違反	6	2	5	2	1	-1(-50.0)

○ 警察本部長等の援助の内訳(複数計上)

	平16	平17	平18	平19	平20	対前年比(%)
被害防止措置の教示	805	653	670	885	1,092	+207(+23.4)
被害防止交渉に必要な事項の連絡	83	122	81	76	143	+67(+88.2)
行為者の氏名及び連絡先の教示	52	55	62	79	131	+52(+65.8)
被害防止交渉に関する助言	173	155	121	130	194	+64(+49.2)
民間組織の紹介	18	23	14	13	30	+17(+130.8)
警察施設の利用	127	153	147	148	135	-13(-8.8)
物品の教示又は貸出し	508	476	409	472	461	-11(-2.3)
警告を実施した旨の書面の交付	42	37	27	36	28	-8(-22.2)
その他被害防止のための援助	397	725	835	968	1,016	+48(+5.0)

注) 「その他被害防止のための援助」には、住民基本台帳閲覧制限措置の意見提出が含まれる。

3 ストーカー規制法以外の対応状況

(1) 他法令による検挙状況

	平16	平17	平18	平19	平20	対前年比 (%)
総数	752	701	653	718	716	－ 2 (－ 0.3)
殺人	10	6	6	3	11	＋ 8 (+266.7)
強姦	12	11	7	7	2	－ 5 (－ 71.4)
暴行	41	38	44	41	50	＋ 9 (+22.0)
傷害	162	112	113	113	106	－ 7 (－ 6.2)
脅迫	85	74	75	85	88	＋ 3 (+3.5)
強要	8	13	7	10	22	＋ 12 (+120.0)
恐喝	18	10	6	3	14	＋ 11 (+366.7)
窃盗	25	28	32	35	35	± 0 (± 0.0)
強制わいせつ	5	9	7	4	8	＋ 4 (+100.0)
住居侵入	116	117	103	103	111	＋ 8 (+7.8)
逮捕監禁	26	18	15	16	14	－ 2 (－ 12.5)
名誉毀損	15	17	11	36	18	－ 18 (－ 50.0)
業務妨害	4	3	1	3	2	－ 1 (－ 33.3)
器物損壊	78	101	93	110	78	－ 32 (－ 29.1)
暴処法違反	18	10	14	13	15	＋ 2 (+15.4)
軽犯罪法違反	14	24	22	16	25	＋ 9 (+56.3)
銃刀法違反	41	30	37	38	35	－ 3 (－ 7.9)
迷惑防止条例違反	17	31	27	37	29	－ 8 (－ 21.6)
その他	57	49	33	45	53	＋ 8 (+17.8)

注1) 未遂のある罪については未遂を含む。

注2) 「その他」には、放火、公務執行妨害、不正アクセス禁止法違反、道路交通法違反等が含まれる。

(2) その他の対応（複数計上）

	平16	平17	平18	平19	平20	対前年比 (%)
被害者への防犯指導	8,077	8,031	8,837	10,567	10,435	－ 132 (－ 1.2)
行為者への指導警告	3,155	2,745	2,912	3,381	4,149	＋ 768 (+22.7)
パトロール	1,617	1,224	1,348	1,643	1,568	－ 75 (－ 4.6)
他機関等への引継ぎ	77	77	52	192	42	－ 150 (－ 78.1)
その他	852	804	693	1,077	1,009	－ 68 (－ 6.3)

注1) 「他機関等」は、保健所、婦人相談所、民間シェルター、医療機関等を計上している。

注2) 「その他」は、被害者の保護、被害者宅への防犯カメラの設置等を計上している。